

## ◆ インボイス制度

**Q** : 令和5年からインボイス制度が導入されるとか。どんな内容なんですか？

**A** : 次のような内容です。

### 【解説】

令和5年10月1日から「適格請求書保存方式」(インボイス制度)が導入されます。

制度の概要は、次のとおりです。

#### ① 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書保存方式は、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。適格請求書を発行しようとする課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者として登録が必要です。

#### ② 適格請求書の交付義務

適格請求書発行事業者が国内において、課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方から適格請求書の交付を求められたときは、一定の場合を除き、適格請求書を交付しなければなりません。

#### ③ 仕入税額控除の要件

仕入税額控除を受けるには、原則として、適格請求書のほか、次の書類等を保存しなければなりません。

- ・ 適格簡易請求書
- ・ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録
- ・ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類

